

鳥取県告示第 160 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡伯耆町上野字川平92の38、字日垣谷115の1、115の13から115の16まで、115の28、115の29、115の60、116の2、116の3、116の5から116の9まで、116の12、116の14、116の15、大内字足谷1043、福兼字末鎌河原平325の1、325の4、325の7から325の9まで、325の13、字末鎌大成ノ三328の2、字末鎌家ノ後611の2、莊字牛切1394の4、白水字法定462から468まで、469の13から469の15まで、469の17、469の20から469の22まで、527、福岡字小谷東261、262、字鉦床西平296の1、297、298の1、字小正谷下857の1、字百田平898の2、字栃ノ木900の1、900の3、字長井谷奥ノ一1142、1146、字岡平ル2122、2123、2125、字仏谷2130から2132まで、2136、2140、字高橋2180、2182、2188、字松ヶ谷2249の1、字竹ノ平ル2892から2894まで、2895の1、2903の1、2904、字中倉2941、大倉字森原1402、1403の1から1403の3まで、字落シ平1527、二部字間地山2143の7、字小島木谷2171、畑池字大堤1665の1、1665の2、1666から1668まで、1669の1、1669の2、1670、1671の1、1672、1673の1、1673の2、富江字向屋敷二112の1、113、字下モ堀谷123から126まで、128の1、129の1、134の1、135、136、137の1、字向畑平197の1、福島字家ノ上エ313の1、字入道谷ノ三315、字入道谷ノ一327、328、大坂字鷹子23、24、長山字松ヶ成ル464から466まで、字古寺473、474、477、487、古市字井ノ谷上ミ平684の1、691、字井ノ谷下モ平701、702、字下モ平772、字山根田平ラー776から779まで、宮原字六郎谷1014の1、1014の2、字城床1015、字藤五郎1016から1018まで、1021から1023まで、字猿籠1024、字大ザリ口道上1025、金屋谷字ノブシ原1544の1、中祖字権現下タ2、4、6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

白水字法定462から468まで、469の13から469の15まで、469の17、469の20から469の22まで、527、福島字家ノ上エ313の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）